

神奈川最賃千円裁判傍聴記（八）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

2011年9月に始まった神奈川最賃千円裁判が足掛け3年目に入った。第8回裁判の1月21日、神奈川労連が組んだ行動は①10:30～11:00 裁判所前宣伝行動 ②11:00～ 傍聴抽選待機 ③11:30～ 裁判傍聴 ④12:10～12:45 アピール行動デモ行進、以上であり、私は②③④に参加した（④は翌22日の赤旗4面で報道 掲載写真のデモ最前列に私も写っている）。今回は抽選無し。しかし傍聴席は満員、原告弁護団席の約30人と合わせ、百人規模の春闘昼休みデモが、裁判所発、みなと大通り、日本大通り経由、県庁着で行われた。デモ前後の報告集会で、北海道、静岡、東京の労組幹部の発言あるいは紹介があり、神奈川発の運動が全国的に広がる気運を感じた。

さて、裁判はまず原告林美乃里さん（25歳女性）の意見陳述。一人暮らしを法律事務所時給1100円と焼肉屋900円のダブルワークで支えている。20万円を割る月収で、家賃6万円、奨学金返済2万円の大きい支出（国民年金保険料1.5万円は支払えず）。友人結婚式などはすべて不参加、食費、衣服費ギリギリの生活を具体的に陳述、「私のような生活をしている若者は、たくさんいます。自立して人並みの健康で文化的な生活をできるように、最低賃金の引き上げを実現して、若者の賃金の底上げがされることを願っています」と結んだ。

「最低限の生活水準とは先ずは衣食住について考慮すべき」だとして、我々が五つのインチキを含むと批判する最賃生保比較技法を選択した中賃公益委員の立場からすれば「家族や友人とのつきあいにお金や時間をかけたい」と願う林さんの気持は容れられない。しかし社会の中で生きたいと表明する林陳述は「健康で文化的な最低生活ができるよう」との憲法25条リンクの文言を漸く入れた07年最賃法改正の趣旨の実現を願うものに他ならない。この陳述に傍聴席から当然熱烈拍手。佐治裁判長が例によって制止するが、声は力無かった。

裁判はこの後、被告「準備書面（5）」 α の提出確認（例によって口頭説明無し 特に口頭で陳述しなくても 裁判所はきいてくれると奢っているのか??）と、それに対する原告「求積明申立書」 β の田淵弁護士による口頭説明、 β に対する被告の回答期限設定（3月8日）、次回裁判日設定（4月22日）の手順を経て閉廷。全体で20分足らずで終わった。

書面のやりとりが主体のこの裁判の状況は「傍聴記」では報告しきれない。提出される書面を読んでコメントすることが必要だ。A4判35頁の α は「最賃法9条解釈、最賃金額決定方法プロセスについての本格的反論」として二ヶ月かけて昨年12月28日にできた文書だ。その内容根幹は次の3点と読んだ。

第一：金額決定で法が挙げる三要素（生活費、賃金、支払能力）をどう配慮すべきかは「高度の政策的裁量的判断に委ねられて」おり最賃が生保基準以下でも法的義務違反にはならず、また最賃一生保の整合性の「配慮をすることでも」「具体的にいかなる比較方法を採用するか」も「裁量に委ねられている」との主張。

第二：「公益的見地を加味した労使間の利益調整の結果に基づいて定められることによって妥当性および公正性が備わっている」審議会方式では、審議会の意見を最大限尊重せねばならず、法は国が独自に「審議会の意見とは異なる決定をすることを許容していない」との主張。神奈川最賃審議会の答申849円を斥けて1000円に改訂決定するなどとんでもな

いというわけだ。

第三：賃金決定への国家介入の意義を「そもそも賃金は労働市場における労使間で決定されるもので、地域別最低賃金も労働市場における賃金水準からみて不当な賃金の切下げを防止する趣旨で設定されるもの」との脈絡で捉える主張。

しかしである。近代国家の行政「裁量」は、古代国家中世国家の無限定的一方的「恣意」とは違うはずで、まずは「裁量」の根拠が国民に説明されねばならない。「知らしむべからず抛らしむべし」ではダメなのだ。β（A4判4頁）が、審議会＝厚労省の「支払能力」を重視した生保最賃比較技法の問題5点の正当である根拠を問うのは、そういう重い史的意義がある。さらに、抛りどころの正当性は一つの論理で貫徹せねばならず、その場その場で都合の良い論理を裁量選択することは許されない。一方で約7割の対象が設定基準を上回って外れてしまう生活扶助人口加重平均値あるいは住宅扶助実績値保護世帯数加重平均値を使いながら（下掲註参照）、月間労働時間では実態平均値を使わないなどの勝手な「裁量」は行ってはならない。

審議会についてはその委員構成が大問題だ。かつて公害審議会委員が被害者＝住民を全く排除し、加害者＝企業の代表のみで構成されていたことが批判されねばならないと同じく、全労連系の労組から全国で一名も労働者委員に任命されてないことが、底辺労働市場の相場の上で呻吟している労働者を代表するような人選になってないとして、批判されねばならないだろう。公益委員の半数は各潮流の労組の推薦によるなどの改革も必要である。労働者の生計費を考慮するために「健康で文化的な生活水準を維持することができる」はずの（生活保護法3条）生保基準との比較を行うのに、「衣食住だけ」でよいとする意見に異論を立てるような公益委員が必要である。

労働市場賃金の考慮をどう行うかの「そもそも」論がαでは間違っている。労使間の自由な取引では深刻な社会経済問題が発生するから国家介入が必要となる。日本の労働市場階層構造のもとでは底辺市場の相場自体が問題で、その相場を押し上げるために国家の社会政策的介入が必要なのである。この裁判毎回の原告陳述で示される時間800円とか900円台の相場自体が1000円以上に成るように改革されねばならないのであって、現存の相場からの「不当な切下げ」だけが改革されねばならぬのではない。さらにまた、民間大企業本雇い労働者典型の市場賃金との比較で底辺市場賃金が是正さるべきなのだ。

（註）

2011年（天皇歴平成23年）における神奈川県最賃改訂決定時の計算値（被告準備書面（4））。加重平均値以上の部分が、生活扶助では65.8%、住宅扶助では71.0%。加重平均値基準では当該地域の生活保護基準を過半が下回ってしまっている！！

生活扶助			住宅扶助		
級地	人口構成比%	基準金額・円	地域	保護世帯数構成比%	実績値・円
1-1	65.8	87,980	横浜市	48.9	41,419.5
1-2	27.1	84,027	川崎市	22.1	42,049.8
2-1	6.3	80,056	横須賀市	3.6	26,572.9
3-1	0.7	72,134	相模原市	5.8	32,206.8
加重平均値		86,284	その他神奈川県	19.6	33,219.2
			加重平均値		38,887